

受付・点検に係る留意事項について

障害年金請求書等の受付・点検に係る留意事項を作成しました。

既にご存知の内容もあるとは思いますが、改めましてご案内しますので障害年金事務の参考にしてください。

1. 年金請求書において留意する事項

年金請求書を受付される時に確認していただきたい事項①～③を紹介します。

①年金受取機関欄の確認

正確な振り込みを行うため金融機関の証明等による口座の確認が必要となります。

①年金受取機関		(フリガナ)	コウセイ	ショウゴ
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		(氏)	厚生	省吾
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)		口座名義人氏名		
年金送金先	②金融機関コード	(フリガナ)	ネンキン	③預金種別
	④支店コード	年金	⑤口座番号(左詰めで記入)	
ゆうちょ銀行	金融機関	高井戸	本店 支店 山部所 本所	1.普通 2.当座
⑥貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明		
記号(左詰めで記入)		記号(右詰めで記入)		
		⑦年金銀行〇〇印 高井戸支店印		

請求書に記載された受取口座の内容の確認を漏らさないよう留意してください。

解説

以下のいずれかの記載又は書類の添付があるか確認してください。

- A：金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明印が押印されている。
- B：預金通帳のコピー（銀行名、支店名、名義人のフリガナ、預金種別、口座番号のわかるもの）が添付されている。
- C：預金通帳やキャッシュカードを目視確認した場合は、「確認した旨の表示」＋「（市区町村）窓口確認者の認印」がある。

(確認のポイント)

- ・コピーが添付できず目視確認をする場合は、請求される方と一緒に記載内容を確認する。特に口座番号の数字が読みにくい場合は、その場で訂正を依頼する。

②加算額の対象者欄の確認

加算額対象者がいる場合、ア加算額の対象者欄、㊦生計維持証明欄の記載や書類の添付を漏らさないように留意してください。

ア 加算額 対象者	①氏名 (フリガナ) コウセイ 厚 生	②氏名 (フリガナ) ジロウ 次 郎	生年月日 年 月 日 全 日 1 5 1 2 0 3	障害の状態に ある・ない ある (○) ない (○)	診
	③氏名 (フリガナ) 氏名	④氏名 (フリガナ) 氏名	生年月日 年 月 日 全 日	障害の状態に ある・ない	診

ア. 障害認定日請求の場合は障害認定日時点、事後重症請求の場合は請求日時点で、加算額対象者がいるか確認して記載してください。

解説

請求事由を確認した上で、受給権発生日となる障害認定日時点（又は請求日時点）で加算額対象者がいるかを確認してください。障害認定日時点（又は請求日時点）で加算額対象者がいる場合は、記載漏れがないように留意してください。

イ. 障害認定日請求の際で、障害認定日後に子の出生や養子縁組等により加算額対象者が追加となる場合は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」（様式第229-1号）が必要です。

解説

添付書類等が必要ですので、「かけはし 第61号（2020.1.7）」を参照してください。

ウ. 子の障害状態が「ある」とされている場合は、子に係る診断書を添付してください。

解説

加算額の対象となる子がいる場合は、18歳になった後の最初の3月31日まで加算額の対象となります。その子が2級以上の障害等級に該当する障害状態にある場合は、子に係る診断書を添付することにより、20歳に到達するまで加算額の対象となります。

（確認のポイント）

- ・加算額対象者のフリガナや障害の状態（ある・ない）の○など、記載漏れがないか確認する。
- ・受給権発生日を確認の上、受給権発生日時点の加算額対象者の年齢を確認する。
- ・ア加算額の対象者欄に記載がある場合は、㊦生計維持証明欄の記載も確認する。

③加算額対象者に係る添付書類の確認

加算額の対象者がいる場合に生計維持を確認する書類が添付されているか確認してください。

※ 情報連携による住民票および所得証明書等の添付省略については、次頁を参照してください。

生計維持証明										
生計同一関係	<p>右の者は請求者と生計を同じくしていることを申し立てる。 (証明する。)</p> <p>令和2年2月22日 請求者住所 高井戸区 高井戸 ○-○-○ (証明者)</p> <p>氏名 厚生 省吾 (請求者との関係)</p>									
	<table border="1"> <tr> <th>氏名</th> <th>続柄</th> </tr> <tr> <td>厚生 次郎</td> <td>子</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	続柄	厚生 次郎	子					
氏名	続柄									
厚生 次郎	子									
係	<p>(注) 1. この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者(第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。)の証明に代えることができます。</p> <p>2. 請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。</p>									
収入関係	<p>1. 請求者によって生計維持していた方について記入してください。</p> <p>(1) (名: 次郎) について年収は、850万円未満^(※)ですか。 はい・いいえ</p> <p>(2) (名:) について年収は、850万円未満^(※)ですか。 はい・いいえ</p> <p>(3) (名:) について年収は、850万円未満^(※)ですか。 はい・いいえ</p> <p>2. 上記1で「はい」と答えた方のうち、その方の収入はこの年金の受給権発生時においては、850万円未満^(※)ですか。 はい・いいえ</p>									
	<p>※確認印</p> <p>()印</p> <p>()印</p> <p>()印</p>									
	<p>※年金事務所の確認事項</p> <p>ア. 健保等被扶養者</p> <p>イ. 加算額または加給年金額対象者</p> <p>ウ. 国民年金保険料免除世帯</p> <p>エ. 義務教育終了前</p> <p>オ. 高等学校在学中</p> <p>カ. 源泉徴収票・非課税証明等</p>									
<p>(※) 平成30年11月8日までに受給権が発生している方は、「160万円未満」となります。</p> <p>令和 年 月 日提出</p>										

- ア. 障害認定日請求の場合は、障害認定日において生計維持関係が確認できる書類を添付してください。
- イ. 事後重症請求の場合は、請求日において生計維持関係が確認できる書類を添付してください。
- ウ. 遡及認定日請求で診断書を2枚添付している場合は、障害認定日と請求日において生計維持関係が確認できる書類を添付してください。

必要となる添付書類は次のとおりです。

生計維持を確認する時点の加算額対象者との続柄、生計同一関係が確認できる次の書類。

⇒ 戸籍謄本(又は、請求者と加算額対象者の戸籍抄本)、世帯全員の住民票の写し 等

※ 別世帯の場合は、「生計同一関係に関する申立書」が必要です。

解説

生計維持を確認する時点の前年の収入(所得)が確認できる次の書類を添付してください。

⇒ 加算額対象者の所得証明書等(詳細は次頁を参照してください。)

※ 障害認定日請求で、障害認定日後に子の出生や養子縁組等により加算額対象者が追加となる場合は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」(様式第229-1号)が必要です。

加算額対象者の所得証明書の添付が必要な年度について

① 障害認定日による請求の場合

重要
POINT!

障害認定日の前年の所得証明書
(前年所得が確定しない時は前々年のもの)

② 事後重症請求による請求の場合

重要
POINT!

請求日の前年の所得証明書
(前年所得が確定しない時は前々年のもの)

注意

《個人番号（マイナンバー）による住民票および所得証明書等の添付省略について》

マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、情報の取得を行うことにより、住民票および所得証明書等の添付省略を行っています。

なお、以下の方につきましては、引き続き住民票および所得証明書等が必要となります。

- ・マイナンバーにより情報連携ができない方（マイナンバーのご記入がない方等）
- ・平成29年3月31日以前の世帯状況の確認のために住民票が必要な方
- ・平成28年度（平成27年分）以前の所得証明書等が必要な方

情報連携と加算額対象者の添付書類については
「かけはし 第61号(2020.1.7)」の障害年金講座で
ご案内しておりますので、ぜひ参照してくださいね！

